

むやみな**解雇**，安易な**退職勧奨**は厳禁！ もう**退職トラブル**で悩まない！

絶対に知っておきたい労務管理シリーズ

解雇・退職勧奨 でやってはいけないこと

こんなお考えを持つ経営者様、経営幹部様はご参加をお勧めいたします！

- ☒ 問題社員が存在するが、どのような対応をすればいいのかわからない
- ☒ 解雇を考えている社員がいるが、法的に問題がないのか不安
- ☒ 過去に社員を解雇したが、後から何か言われてしまわないか不安

日時

2019年 **6月26日（水）** 14:30～16:30

参加費用 **2000円（税込）** 顧問企業は無料

会場

コンチネンタルビル 4階会議室
地下鉄東西線西11丁目駅より徒歩45秒
駐車場あり（有料）

講師

弁護士 前田尚一
（札幌弁護士会所属）



【経歴】

岩見沢市に生まれる。北大法学部 卒業
平成元年 弁護士登録
平成5年 前田尚一法律事務所開設
STV「どさんこワイド」UHB「のりゆき
のトークDE北海道」、HBC「カーナビ
ラジオ午後一番！」ほか出演
財界さっぽろ「会社を守る法律講座」連載中
J R札幌病院倫理委員・臨床研究審査委員
元・北海道大学法科大学院実務教員

“『法律』は、法律を知っている者に味方する！！”
を信条に、企業、特に中小企業からの依頼に広く応じてきた。経営者の立場から、一般的な労務トラブル・紛争を扱ってきたことに加え、労働組合が関わった労働事件も担当。

最高裁判所で、全面敗訴の高裁判決を破棄させたり、中央労働委員会で、北海道労働委員会の不利益な判断を勝訴の和解へと切り替えさせた実績がある。

お申込み・お問い合わせ先／前田尚一法律事務所

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル9階
TEL：011-261-6234 FAX：011-261-6241 URL：<http://smaedalaw-roudou.com/>

詳しくは裏面を
ご覧ください。

【当事務所のセミナーのポイント】

- ①使用者側に特化した弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
- ②労働問題を熟知した弁護士が責任をもって講師を務めます！
- ③実際の紛争トラブルをふまえた退職勧奨のポイントを解説します！
- ④少人数の勉強会形式なので気軽に質問でき、理解が深まります！

参加特典

今回のセミナーにご参加の方へ特典がございます。

- 01 無料相談（初回30分）
 - 02 無料顧問相談（顧問弁護士に関するご相談）
- ▼さらに、当勉強会を機に顧問契約を申し込んでいただいた場合
- 03 就業規則作成アドバイス
 - 04 過去の勉強会、研修のテキストをご提供

【過去の研修会アンケート】※一部掲載

3. 現在、顧問先の対応で相談できる弁護士はいらっしゃいますか？どのようなことを弁護士へ期待していますか？

契約はしていないが、自分から問い合わせの発生は多い。
裁判の停止、弁護士独自の視点からのアドバイス。

4. セミナーはいかがでしたでしょうか？

前回も思ったが、資料が充実しており、わかりやすい。

3. 現在、顧問先の対応で相談できる弁護士はいらっしゃいますか？どのようなことを弁護士へ期待していますか？

何人かはありますが、労働問題に強い方が、どこかおらずです。
(期待)

4. セミナーはいかがでしたでしょうか？

就業規則を作成するにあたり、大変参考になりました。正社員の就業規則が作成していない、顧問先も多数あり、契約内容は、個別に契約、必ずしも決まっている中から、今後見直しが必要だと思います。

3. 現在、顧問先の対応で相談できる弁護士はいらっしゃいますか？どのようなことを弁護士へ期待していますか？

出来るだけめめまいように。
もめても会社が有利に話しを進められるような対応。

4. セミナーはいかがでしたでしょうか？

一して勉強になりました。

ファックスでお申込みの方は、
下記欄にご記入いただき、
右のFAX番号までご送信ください。

FAX. 011-261-6241

参加費用 2000円(税込)
顧問企業は無料

お申込み締切／令和元年6月19日（水）

※定員に達し次第、締め切らせていただきます。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。

FAX用お申込み欄

貴社名	フリガナ		フリガナ
ご出席者様名	フリガナ	役職名	
ご住所	〒		
ご連絡先電話番号	() -	メールアドレス	